

感染症による出席停止について (お願い)

学校保健安全法第19条にもとづき、他の生徒に感染するおそれのある感染症に罹患した場合は「出席停止」となります。出席停止期間については、下記のように規定されておりますので、下記連絡票へのご記入をよろしくお願いいたします。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結 膜炎 (アポロ病)、腸管出血性大腸菌感染症、 その他の感染症 溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染 症、手足口病、ヘルパンギーナなど	病状により医師において「感染のおそれがない」と認めるまで 医師が必要と認めた場合、出席停止の措置になる

感染症の罹患届および登校許可証 (連絡票)

ご多忙中誠に恐縮ですが、下記をご記入の上、生徒にお渡しくさせていただきますようお願いいたします。

県立開陽高等学校定時制課程 生徒名 _____

1 診断名 _____

2 出席停止期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印